

民法發布時事新報

明治廿三年
四月廿一日

報

大藏大臣伯爵権方正義

明治廿三年

四月廿一日

大藏大臣伯爵権方正義

民法は他の法律と連絡して直接に一般人民の頭上に關係して日々人々の所為に悉く法の如何と参考せざる可らず常に今度の民法には日本人の習慣に變えもあき新舊條文へありて古來偏信したる事柄も或は是非を解説するなどあるを保し難ければ況して縛密ある法律に慣れる我國民が識らず知らずの間に法に迷ふ事なしとも申され乍ら時事新報社は特に此邊に注意し民法専門の二三法律士とも既り綿密に論評して順次これを解説するに勉むべし

民法の頃項繁多にして之を一讀するにも多少の時日を要すべし况んや前後と詳聞して詮評を爲すとや固より一朝夕の事に非ずと雖も時事新報は迅速に讀者を滿足せしむるに勉むべし

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報廣告料前章

時事新報定價

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

時事新報へ一年三百六十五日一日休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○一百年請金六圓○一百月請金五十錢○三月請金一圓五十錢○大旨月請金三圓○時事新報社ヨリ郵便ニテ運送スルモノニ取引右定價ノ外ニ
百月十五錢ノ運送料ヲ申受け

時事新報

時事新報

一月二十日
二月以上
七日以上
一日限
十二月
十一月
十月五五五

その利用に供する計畫の由なれども先づ其大眼目は水力の利用、水利の開通に在るひと勿論にして今後の運河が實際に其功と全ふするや否やは専ら其利用如何に存するものなれば當局者の用意も亦専ら此兩者に在るふどあらん然り而して今日既成の運河は大津より京都市に達し其間の運輸は差支なしと雖も世人の知る如く

鴨川の水は甚だ清淺にして以て布を晒らすに足るも以

る所以にして其計画は鴨川の一部を浚渫し京都より伏

見に至るの新航路を開き既成の運河に連絡して以て運

輪の便を全ふするに在りと云ふ此計畫にして其功と渠

も抑も最初みの工事の計畫を爲すに當りては未だ京都

大津より京都と輕て伏見よ達する一筋の長運河全く

落成するに至らば其便利は少なからざる事あらんと雖

も運輸上の豫算にも多少の相違ある可きのみならず此

運河の目的たる獨り運輸の便のみに在らすして鹽ろ水

力の利用に着目したものあるが故に其河幅の如きも

頗る狹隘として之が爲めに運輸上には多少の不便を見

るが如き事情もなきにあらざる可き歎と思はるれども

免に角に運輸の一點は他日新運河開通の際ならでは未

だ其效を見ざるものと云ふもあり水力の利用は工事

中重要な目的として最初は其水を直に使用して水車を

仕掛くるの計畫なりしに中途にして水力換電氣の發明

あるに遅延し水力換電氣の發明

偶然にも大小遠近自在の一大能力を得るに至り

たるは實に運事進歩の一環にして工事の爲めには當外

の幸運なりと云ひ可し聞く所に據れば水力換電氣の力

を駆使して其結果を收むるに至りて是が最も大なる

莫大的の工費と努力とは殆ど無益に躊躇するに至り

たるは實に運事進歩の一環にして工事の爲めには當外

の幸運なりと申す可し從來の事例に依れば起工式又は

開通式など稱し工事の未だ落成せるものと云ふ所に

あるが今後の注意如何に存するみるとあれど無益に躊躇するに至りて是が最も大なるを說し更に割合して當局者たる京都市の一團體が今後如何なる

現状と疏水式の景況とを自擧し其盛大なるを説し更に割合して當局者たる京都市の一團體が今後如何なる

</